

令和四年の懲戒処分について

令和四年の処分数は三四人で、令和三年より一八人減少しています。

職員福祉局審査課

懲戒処分について

国家公務員法の懲戒処分は、一定の義務違反行為があった職員に対し、使用者である国が、公務組織の規律や秩序の維持を目的に、制裁として科すものです。

具体的には、職員が

- ① 国家公務員法、国家公務員倫理法等に違反した場合
 - ② 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
 - ③ 国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合
- のいずれかに該当する場合に、任命権者（各省大臣等）は懲戒処分を行うことができます。
- 懲戒処分には、以下の四種類があります。
- ① 免職（職員の身分を奪い、公務から排除する処分）
 - ② 停職（二日以上一年以下の期間、職員として身分を保有させたまま職務に従事させず、その間の給与を支給しない処分）

い処分）

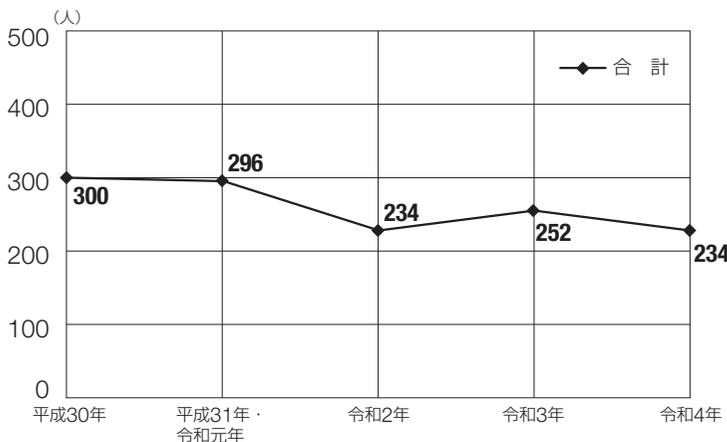
- ③ 減給（一年以下の期間、俸給の月額五分の一以下に相当する額を給与から減ずる処分）
- ④ 戒告（職員の責任を確認し、将来を戒める処分）

懲戒処分の状況

一 令和四年中に懲戒処分を受けた一般職の国家公務員は、二三人です。

- 令和四年の処分数は二三人（前年より一八人減少）。在職者数に対する処分数の割合は〇・〇八％。
- 府省等別では、法務省の三九人が最多。
- 処分の事由別では、公務外非行関係の八九人（全体の三八・〇％）が最多。

図 一般職国家公務員の懲戒処分の状況



この処分数は、前年比一八人（七・一％）減となっており、在職者数に対する処分数の割合は〇・〇八％となっています。（平成三〇年以降の処分数の推移については、図参照）

二 処分数を府省等別にみると、法務省が三九人、国税庁が三二人、国土交通省が三一人、厚生労働省及び海上保安庁が各

表1 一般職の国家公務員の府省等別・種類別処分数(令和4年)

(単位:人)

府省名等	処分数	種類別処分数				(参考)対前年増減		(参考)在職者数	
		免職	停職	減給	戒告	令和3年 処分数	増減	在職者数	在職者比(%)
会計検査院	1				1	1	(0)	1,259	(0.08)
人事院	0					▲1	(1)	622	(0.00)
内閣官房	5	1	1	2	1	3	(2)	1,255	(0.40)
内閣法制局	0					0	(0)	76	(0.00)
内閣府	1			1		▲1	(2)	2,564	(0.04)
宮内庁	2		2			▲2	(4)	1,065	(0.19)
公正取引委員会	1			1		0	(1)	825	(0.12)
警察庁	3		1	2		0	(3)	8,701	(0.03)
個人情報保護委員会	1				1	1	(0)	167	(0.60)
カジノ管理委員会	0					0	(0)	143	(0.00)
金融庁	1		1			1	(0)	1,617	(0.06)
消費者庁	0					0	(0)	374	(0.00)
デジタル庁	0					▲1	(1)	409	(0.00)
復興庁	0					0	(0)	195	(0.00)
総務省	1		1			▲23	(24)	4,787	(0.02)
公営等調整委員会	0					0	(0)	36	(0.00)
消防庁	0					0	(0)	172	(0.00)
法務省	39	1	13	17	8	▲21	(60)	48,736	(0.08)
出入国在留管理庁	5	1	3		1	0	(5)	6,200	(0.08)
公安審査委員会	0					0	(0)	4	(0.00)
公安調査庁	2		1	1		▲2	(4)	1,685	(0.12)
外務省	3	1		1	1	▲4	(7)	6,536	(0.05)
財務省	13		1	8	4	7	(6)	16,930	(0.08)
国税庁	32	4	3	19	6	▲8	(40)	58,640	(0.05)
文部科学省	7			7		7	(0)	1,826	(0.38)
スポーツ庁	0					0	(0)	111	(0.00)
文化庁	1	1				1	(0)	292	(0.34)
厚生労働省	26	3	4	17	2	5	(21)	35,913	(0.07)
中央労働委員会	0					0	(0)	108	(0.00)
農林水産省	15		4	6	5	7	(8)	15,346	(0.10)
林野庁	3			2	1	▲4	(7)	4,896	(0.06)
水産庁	0					▲2	(2)	999	(0.00)
経済産業省	3		1	2		▲6	(9)	4,870	(0.06)
資源エネルギー庁	0					▲1	(1)	454	(0.00)
特許庁	1			1		1	(0)	2,829	(0.04)
中小企業庁	0					0	(0)	199	(0.00)
国土交通省	31	2	3	20	6	9	(22)	40,311	(0.08)
観光庁	0					0	(0)	209	(0.00)
気象庁	5		2	2	1	4	(1)	4,995	(0.10)
運輸安全委員会	0					0	(0)	179	(0.00)
海上保安庁	26	3	8	4	11	7	(19)	14,573	(0.18)
環境省	2			2		2	(0)	2,126	(0.09)
原子力規制庁	0					0	(0)	1,052	(0.00)
防衛省	0					0	(0)	24	(0.00)
国立公文書館	0					0	(0)	62	(0.00)
統計センター	0					▲1	(1)	645	(0.00)
造幣局	1			1		0	(1)	846	(0.12)
国立印刷局	2			1	1	2	(0)	4,166	(0.05)
農林水産消費安全技術センター	1			1		1	(0)	641	(0.16)
製品評価技術基盤機構	0					0	(0)	416	(0.00)
駐留軍等労働者労務管理機構	0					0	(0)	281	(0.00)
計	234	17	49	118	50	▲18	(252)	301,367	(0.08)

(注1) 「在職者数」は、府省については、内閣官房内閣人事局「一般職国家公務員在職状況統計表」(令和4年7月1日現在)、行政執行法人については、総務省「令和4年行政執行法人の常勤職員数に関する報告」(令和4年1月1日現在)による。

(注2) 「処分数」は、非常勤職員6人(延べ数、内訳は内閣官房2人、国税庁1人、厚生労働省3人)を含む。

(注3) 表中「▲」はマイナスを示す。

(注4) 構成比の数値については、端数処理の関係で合致しない場合がある。

二六人などとなっています。

処分数が前年と比べて増加した省庁は、国土交通省（九人増）、財務省、文部科学省、農林水産省及び海上保安庁（各七人増）などで、減少した省庁は、総務省（二三人減）、法務省（二一人減）などです。（表1参照）。

令和四年における具体的な処分事案としては、次のようなものがあります。

○ 国土交通省の建設工事受注動態統計調査について、提出が遅れた過月分調査票を当月分として合算処理を行っていたところ、これら提出が遅れた調査票を補完するための新たな推計手法を導入した以降も合算処理が行われ、結果として二重計上の状態となっていた。この問題を的確に把握しなかったことにより不適切処理が継続され、また、把握した以降においても、その把握した事実や問題点を公表せず、不適切な状態のまま調査結果の公表を継続したなどとして、同省において、当時の担当部局管理職員を含む四人に対して減給処分が、一人に対して戒告処分が行われた。このほか、すでに退職していた職員一人に対して減給処分相当として自主返納の要請が行われ、出向中の職員一人に対して国復帰時に減給処分が行われる予定となっている。また、

表2 一般職の国家公務員の事由別・種類別処分数(令和4年)

(単位：人)

処分事由	処分の種類				計
	免職	停職	減給	戒告	
一般サービス関係 (欠勤、勤務態度不良等)	4 (1)	12 (11)	31 (29)	15 (23)	62 (64)
通常業務処理関係 (業務処理不適正、報告怠慢等)	(1)	7 (5)	8 (14)	2 (8)	17 (28)
公金官物取扱関係 (紛失、不正取扱等)		(1)	1	3	4 (1)
横領等関係	3 (2)	1 (2)	7 (6)		11 (10)
収賄・供応等関係 (倫理法違反等)	(2)	2 (2)	8 (19)	(10)	10 (33)
交通事故・交通法規違反関係	2 (1)	12 (11)	12 (6)	11 (7)	37 (25)
公務外非行関係 (窃盗、暴行等)	8 (13)	15 (18)	49 (40)	17 (14)	89 (85)
監督責任関係			2 (1)	2 (5)	4 (6)
計	17 (20)	49 (50)	118 (115)	50 (67)	234 (252)

(注1) 処分事由が複数ある事案については、主たる事由で分類している。

(注2) ()内の数字は、令和3年の処分数である。

当時の担当職員一人並びに組織管理上の責任者として事務次官及び国土交通審議官一人に対して訓告の矯正措置が行われた。

○ 中小企業等がITツールを導入する経費の補助として国から支給されるサービスマン等生産性向上IT導入支援事業費補助金を、他者と共謀の上、四つの合同会社の名義で申請し、詐取していたとして、厚生労働省の他の職員を管理・監督する地位にある職員一人に対して免職処分が行われた。

○ 新型コロナウイルス感染症拡大により特に大きな影響を受けている事業者に対し国から支給される持続化給付金の不正受給に加担したとして、国税庁職員一人に対して免職処分が行われた。

三 処分の種類別にみると、免職一七人（前年比三人減）、停職四九人（同一人減）、減給一八人（同三人増）、戒告五人（同一七人減）となっています。

四 処分事由別にみると、全体では公務外非行関係が八九人（三八・〇％）と最も多く、次いで一般服務関係六二人（二六・五％）、交通事故・交通法規違反関係三七人（一五・八％）、通常業務処理関係一七人（七・三％）、横領等関係一人（四・七％）の順となっています（表

2 参照。

不祥事の防止に向けて

公務に対する国民の期待と信頼を確保し、行政の円滑な運営を図っていくためには、職員が国民全体の奉仕者としての使命を自覚し、厳正な規律と高い倫理観を保持しつつ、その職務に精励することが何より肝要です。また、不祥事が発生した場合に、各府省等において、速やかにその事実関係を把握した上で懲戒処分を行うなど、厳正に対処し、併せて具体的な再発防止策を講じていくことが重要と考えています。

人事院としても、国民全体の奉仕者としての服務・懲戒制度全般の趣旨の徹底のための取組として、懲戒処分を行うに当たったの指針や懲戒処分の公表指針を策定しております。また、本府省及び地方支分部局等の服務・懲戒事務担当者を対象に服務・懲戒制度の説明会を例年実施しており、令和四年度においては、前年度と同様、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、また、テレワーク勤務の拡大を踏まえ、説明会等の実施に代え、音声解説付きの服務・懲戒制度説明資料の配付を通じて、制度の周知徹底を図ったところです。

これらのほか、幹部職員を対象とした、組織統括者としての役割認識の徹底を図るための研修の実施、各府省等における研修等に資する新規採用職員・中途採用職員向けの義務違反防止ハンドブックの作成・配布、eラーニングシステムを活用した服務・懲戒制度研修の実施など様々な取組を行ってきたところです。

国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程の遵守に向けては、国家公務員倫理審査会において、広く地方機関に勤務する職員をも対象とする有識者Web講演の実施、双方向型の研修の提供、倫理法等遵守を実践させるための各種教材の作成・提供などを行っています。加えて職務の相手方となる事業者や国民に対して、各府省から所管業界等へのアプローチを活かし、倫理規程の内容や倫理保持の取組に関するPRを進めるとともに、令和四年度は国家公務員倫理審査会会長及び委員が経済団体を訪問し、国家公務員倫理に関するルールの説明や意見交換を行うなど、研修・啓発活動の充実・強化に取り組んでいます。

引き続き、各府省等において、職員の服務規律の確保と違反に対する厳正な対応が行われるよう、中立公正な人事行政の専門機関として、服務規律徹底のための取組を実施してまいります。